

事業評価の改善について

1. 基本方針

公共事業の進め方の透明性をより一層向上させるため、第三者による事前審査の充実、地方の意見の反映を行うとともに、国会の審議に資するようすることで、より客観性を確保することを目指す。

2. 具体的な取り組み

(1) 都道府県・政令市等への意見聴取の導入

直轄事業の新規事業採択時評価について、地方負担の負担者である都道府県・政令市等(港湾整備事業の場合は港湾管理者)への意見聴取を導入する。

(2) 第三者による事前審査の充実

直轄事業の新規事業採択時評価について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。

(3) 国会審議へ資するための取り組み

直轄事業に関する新規事業採択時評価及び再評価の結果を1月末までを目処に公表し、国会審議へ資するようにする。

